

令和5年4月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた人工呼吸器の単回使用構成品 の例外的取扱いの終了について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より通知がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人工呼吸器として製造販売承認されたものに付属する単回使用の構成品及び人工呼吸器と接続して使用するものとして製造販売承認等された単回使用の医療機器について、需給逼迫が懸念されることから、臨時的・特例的な取扱いが示されておりました。

今般の事務連絡は、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び単回使用構成品の需給の状況を踏まえ、過去の事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた製造販売業者における人工呼吸器の単回使用構成品の例外的取扱いについて」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた医療機関等における人工呼吸器の単回使用構成品の例外的取扱いについて」）を廃止し、下記を知らせるものです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- (1) 単回使用構成品について、医療機関での再使用は推奨されないこと。
- (2) 製造販売業者は、需給の逼迫が懸念されない状況において、単回使用構成品の再使用に関する情報を医療機関に提供できないこと。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)